

2024 年 12 月

No.24-118a(全)

検体検査実施料に係るお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、令和 6 年 11 月 19 日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 1119 第 13 号」および令和 6 年 11 月 29 日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 1129 第 8 号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号)が改正され、令和 6 年 11 月 20 日および令和 6 年 12 月 1 日より適用されることになりましたのでご案内いたします。

敬具

記

■算定方法の一部改正項目

令和 6 年 11 月 20 日より適用

点数 区分	検査項目名	実施料	判断料	注
D004 穿刺液・採取液検査				
15	アミロイド β 42/40 比(髄液)	1282	尿・糞便 (34)	*1

[注]下線部が追加されました。

*1:(13) ア 「15」のアミロイド β 42/40 比(髄液)は、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、アルツハイマー病による軽度認知障害又は軽度の認知症が疑われる患者等に対し、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与の要否を判断する目的でアミロイド β 病理を示唆する所見を確認するため、CLEIA 法により、脳脊髄液中の β-アミロイド 1-42 及び β-アミロイド 1-40 を同時に測定した場合、患者 1 人につき 1 回に限り算定する。ただし、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与中止後に初回投与から 18 か月を超えて再開する場合は、さらに 1 回に限り算定できる。なお、この場合においては、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ (略)

■新規収載項目

令和6年12月1日より適用

点数 区分	検査項目名	実施料	判断料	注
D014 自己抗体検査				
	抗 GM-CSF 抗体	1380	免疫 (144)	* 2

* 2: (31) 抗 GM-CSF 抗体は、自己免疫性肺胞蛋白症が疑われる患者に対して、イムノクロマト法により測定した場合に、区分番号「D014」自己抗体検査の「43」抗 GM1IgG 抗体、抗 GQ1bIgG 抗体の所定点数 2 回分を合算した点数を準用し、「希少疾病等の検査に用いるものとして配慮が必要な体外診断用医薬品に係る技術料の設定方法」に基づく係数 150/100 を乗じ算定する。なお、診断時に 1 回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。

点数 区分	検査項目名	実施料	判断料	注
N005-2 ALK 融合遺伝子標本作製				
	FGFR2 融合遺伝子標本作製	7824	病理 (144)	* 3

[注] 下線部が追加されました。

- * 3: (1) ALK 融合遺伝子標本作製は、ALK 阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH 法により遺伝子標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に 1 回を限度として算定する。
- (2) FGFR2 融合遺伝子標本作製は、治癒切除不能な胆道癌患者を対象として、FGFR 阻害剤の投与の適応を判断することを目的として FISH 法 (Break-apart 法) により遺伝子標本作製を行った場合に、本区分の ALK 融合遺伝子標本作製を準用し、「希少疾病等の検査に用いるものとして配慮が必要な体外診断用医薬品に係る技術料の設定方法」に基づく係数 120/100 を乗じ算定する。なお、当該薬剤の投与方針の決定までの間に 1 回を限度とする。

■算定方法の一部改正項目

令和6年12月1日より適用

点数 区分	検査項目名	実施料	判断料	注
D015 血漿蛋白免疫学的検査				
18	TARC	179	免疫 (144)	* 4

[注] 下線部が追加されました。

- * 4: (6) ア アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血清中の TARC 量を測定する場合に、月 1 回を限度として算定できる。
- イ 薬剤性過敏症候群が疑われる患者に対し、当該疾患の鑑別診断の補助を目的として、血清中の TARC 量を測定する場合に、一連の治療につき 1 回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から一連の治療につき 2 回以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- ウ COVID-19 と診断された患者(呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。)の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中の TARC 量を測定する場合は、一連の治療につき 1 回を限度として算定できる。

以上